

新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための  
具体的な指針について（案）

平成 19 年 7 月 31 日

環境省廃棄物・リサイクル対策部  
企画課循環型社会推進室

## はじめに

平成15年3月に閣議決定された現行の循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）の策定から4年が経過した。その間、循環型社会の形成を取り巻く環境にいくつかの変化があった。

環境政策全体に関する大きな動きとしては、第3次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定。別添1参照。）及び21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定。別添2参照。）の策定があり、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示された。

循環型社会の形成の進捗状況を、過去3回の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検結果（以下「点検結果」という。別添3参照。）から見てみると、物質フロー指標に関しては3つの指標いずれにおいても着実な進展が見られているものの、よりの確な実態の把握、国民へのより一層の働きかけや循環型の地域づくりの推進、物資の国際移動が拡大し国際的に廃棄物量や資源需要が増大する中での国際的な視点からの取組の強化等が求められてきている。

また、来年7月には G8 北海道洞爺湖サミットが我が国で開催されることから、国際社会における 3 R の展開に関して、我が国が果たすべき主導的な役割を示していくことも求められている。

これらの環境の変化等を踏まえ、現行の循環基本計画を拡充する必要があるため、循環基本法第15条第3項及び第7項の規定に基づき、新たな循環基本計画の策定のための具体的な指針を策定する。

## 第1 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針について

新たな循環基本計画の策定に当たっては、循環基本法第16条第1項の規定に基づき、第3次環境基本計画、特に同計画における「(重点政策プログラム) 第2節 物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」の内容を基本とすることとする。

このため、新循環基本計画においては、その枠組みと考え方として、第3次環境基本計画において基本的な考え方として示された自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れ、適正な循環が確保されることが重要であるといった考え方を示すこととする。また、中長期的な目標として示された①資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり、②「もったいない」の考え方に即した循環の取組の広がりと同関係主体のパートナーシップによる加速化、③ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化、④廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化等の方向性については、新循環基本計画においても基本とすることを示す。

その他、環境政策に関する大きな動きとして、21世紀環境立国戦略の策定がある。同戦略においては、国内外で取り組むべき環境政策の方向及び持続可能な社会に向けた基本的な理念等が記述されており、これを踏まえ、持続可能な社会を実現するための低炭素社会、自然共生社会を目指す取組と統合的な展開を推進するための循環型社会形成の取組に関する考え方について検討し、できる限り明確に示すこととする。

さらに、過去3回の点検結果等も踏まえ、国民、地方公共団体、NPO/NGO、事業者等各主体の役割分担をより一層わかりやすく具体的に示していくといった姿勢を基本的な方針として明確に示すこととする。

## 第2 循環型社会の形成に関し、講ずべき具体的な施策等について

第3次環境基本計画、21世紀環境立国戦略及び過去3回の点検結果等において明示的に示されている課題を踏まえ、特に以下について重点的に検討する。

(1) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合的な展開を進めるための地球温暖化対策や自然界における適正な物質循環の確保の促進等の他の環境分野における取組との連携を強化する施策を検討し、できるだけ具体的に示す。

(2) 現行の循環基本計画の数値目標を総括し、望ましい循環型社会の姿を定量的に明確にし、より詳細な実態把握等を行うための指標等を検討する。その結果必要があれば、目標水準の再設定や新たな補助指標の導入等を行う。

また、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進することを示す。

(3) 地域的な循環型社会形成への視点として、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、域内で完結できないものについては循環の環を広域化させていくこと等、循環資源の性質に応じた最適な循環規模について議論を深める。

また、コミュニティに根ざした循環型の地域づくりへの支援のあり方や環境教育・環境学習、リデュース・リユースに関する取組の強化等の3Rの国民運動の展開を一人一人のライフスタイルの変革につなげていく施策について検討し、具体的に示す。

(4) 国際的な視点として、我が国の3Rに関する制度・技術・経験を国際的に発信し、発展途上国に対する支援等我が国が果たすべき主導的な役割や東アジア全体での適切な資源循環のための施策等について具体的に示す。

別添 1 第 3 次環境基本計画（循環型社会関連部分の抜粋）

別添 2 21 世紀環境立国戦略（循環型社会関連部分の抜粋）

別添 3 過去 3 回の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検  
結果において指摘された課題等の概要